

第9回三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	平成30年3月9日(金) 午前9時 開会																														
2 開催場所	三朝町役場 第4会議室																														
3 出席委員	<p>農業委員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td>会長 山本雅之</td> <td>出</td> <td>職代 早栗永人</td> <td>出</td> <td>1番 青木君夫</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>2番 石田英雄</td> <td>出</td> <td>3番 森嶋誠美</td> <td>出</td> <td>4番 松原利志</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>5番 吉田定夫</td> <td>出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>農地利用最適化推進委員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td>布廣俊晴</td> <td>出</td> <td>岩本壽博</td> <td>出</td> <td>米原章太郎</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>山本 満</td> <td>出</td> <td>本田 博</td> <td>出</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">以上 11人</p>	会長 山本雅之	出	職代 早栗永人	出	1番 青木君夫	出	2番 石田英雄	出	3番 森嶋誠美	出	4番 松原利志	欠	5番 吉田定夫	出					布廣俊晴	出	岩本壽博	出	米原章太郎	出	山本 満	出	本田 博	出		
会長 山本雅之	出	職代 早栗永人	出	1番 青木君夫	出																										
2番 石田英雄	出	3番 森嶋誠美	出	4番 松原利志	欠																										
5番 吉田定夫	出																														
布廣俊晴	出	岩本壽博	出	米原章太郎	出																										
山本 満	出	本田 博	出																												
4 欠席委員	無し																														
5 農業委員会事務局職員	事務局長 大村哲也 事務局員 河中文正																														
6 議事録署名委員	3番 森嶋誠美 委員 5番 吉田定夫 委員																														
7 議事内容等	議案第25号 非農地証明について(三朝:1件) 議案第26号 非農地と判断した土地について 議案第27号 農地法第3条第2項第5号における農業委員会が定める別段の面積(下限面積)の設定に関する件について 議案第28号 農地利用集積計画(利用権設定)について																														
8 報告事項	(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(5件)																														
9 その他	(1) 平成30年4月農業委員会総会の日程について 4月10日(火) 午前9時~																														
10 閉会	午前10時00分																														

1 開会

《事務局》

定刻になりましたので、ただ今から、第9回三朝町農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、山本会長よりご挨拶をお願いいたします。

2 会長あいさつ

J Aの撤退案が示され農家にとって不安材料が多くなっているが、農家に寄り添った形で活動をお願いします。

3 総会成立宣言

《事務局長》

本日の出席委員は7名中6名が出席されております。

定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。

それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は山本会長をお願いいたします。

4 議事録署名委員の指名

《議長》

日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。

三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

異議なしとのことですので、3番 森嶋誠美委員と、5番 吉田定夫委員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。なお、書記は事務局でお願いします。

5 議 事

《議長》

これより、第5の議事に入ります。

《議長》

議案第25号「非農地証明について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第25号について説明します。

本件は、先月の委員会で5条転用案件として提案、承認をいただいたものですが、県に申請協議を行ったところ、当該番地の全体が既に畜産施設用地としている点を指摘されました。このため、当該地は20年以上も前から一団の土地として畜産用地と使用されてきていることから、改めて非農地申請により非農地の認定を行う事が適当ではないかと判断し提案するものです。

(審査表説明)

よって、本件は、認定基準等を満たしていると判断されます。

《議長》

これより、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

【「なし」の声、多数あり】

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第25号について承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第25号は、承認されました。

議案第26号「非農地と判断した土地について」を議題とします。

《事務局》

議案第26号について説明します。

本件は、昨年12月の第6回農業委員会において承認を得ました「非農地と判断した土地について」、隣接地等の番地を精査したところ、非農地と判断することが適当である筆がありましたので、本委員会の承認を求めるものでございます。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《議長》

その他、なにかご質問はありませんか。

【「なし」の声、多数あり】

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第26号について、承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第26号は承認されました。

議案第27号「農地法第3条第2項第5号における農業委員会が定める別段の面積（下限面積）の設定に関する件について」を、議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第27号について説明します。農地法第3条第2項第5号における農業委員会が定める別段の面積（下限面積）の設定に関する件について。

農地法第3条に基づく農地の権利移動等の際に基準となる農地法第3条第2項第5号における農業委員会が定める別段の面積（下限面積）について、同法施行規則第17条第2項に基づき、今年度の別段の面積（案）を作成しましたので、本件に関し本委員会の決議を求める。

下限面積は、農林業センサスを基に算定しており、昨年との変更はありません。

《資料説明》

以上です。

《議長》

事務局の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《5 番委員》

高勢で新規就農があっても、40a を適用すると就農できないが。

《事務局》

資料 12 頁の下段に有りますように、10 年以上の耕作を条件とすること。また、下限の面積は経営面積ですので、借りている面積も含まれることとなります。

《議長》

その他ありませんか。

【「なし」の声あり】

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 27 号について、承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第 27 号は承認されました。

《議長》

議案第 28 号「農地利用集積計画（利用権設定）について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第 28 号について説明します。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。

【議案書をもとに朗読】

諮問がありました、農用地利用集積計画書（案）について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 3 号の各要件である、

- 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。
- 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。
 - イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。

のすべて満たしていると判断されるため、計画（案）を受理し本委員会に提案するものでございます。

《議長》

事務局の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

それぞれ担当地域を確認してください。

《議長》

事務局の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《5番委員》

終期が2月28日のものがあるが、終期は合せるということではなかったか。
更新書類を配るのに不都合が生じるのではないか。

《事務局》

終期については、補助金の関係から合せることとしていましたが、今はその必要性が無くなっております。

更新書類の配付は、2月末であっても同じ時期に配付しますので問題はありません。

《3番委員》

受け手に確認することにします。

《議長》

その他、何かご質問はありませんか。

【「なし」の声、多数あり】

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第28号について、承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第28号は、承認されました。

《議長》

以上で、本日の議事は終了しました。

引き続き、第6の報告事項に移ります。
事務局は、説明をお願いします。

《事務局》

それでは、報告「(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届書について」でございます。
これは、 頁の資料のとおり、 件の届出はいずれも相続に伴い権利を取得されたもので、耕作等にかかる斡旋はそれぞれ資料のとおりでございます。
なお、それぞれの申出の農地の状況は添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

追加の報告をさせていただきます。

農地法施行規則第32条第1項(2a未滿の農業用施設等)の規定による届出が1件出ておりますのでご確認ください。

《議長》

事務局からの説明は以上のとおりでしたが、皆さんからご質問等ありましたらお願いします。

【「なし」の声、多数あり】

7 その他

《議長》

第7のその他に入ります。事務局、説明をお願いします。

《事務局長》

(1) 4月農業委員会総会の日程について

【協議の結果】

4月9日（月）午前9時の開会を予定します。

※現地確認調査があった場合、別途連絡します。

《議長》

皆さんの方からも、その他何かございますか。

《議長》

その他意見等ないので、以上で第7のその他を終わります。

《議長》

全般を通して、何かございませんか。

【「なし」の声あり】

それでは、以上で本日の議案の審議、報告事項等はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第9回三朝町農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月9日

議 長

議事録署名委員

3 番

5 番